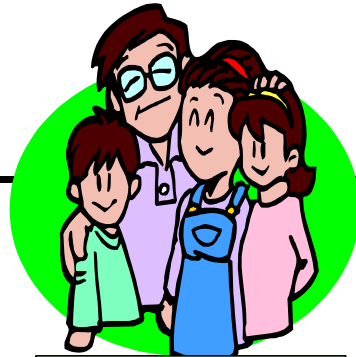
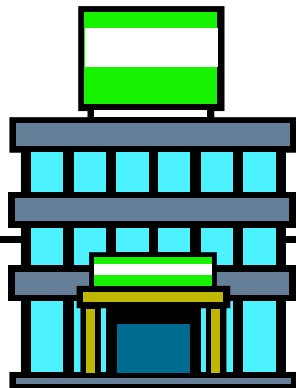


県民税



個人

県内に住所を有する個人



法人

県内に事務所を有する法人

均等割	一定の所得を有する者に定額の負担を求めるもの		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 非課税等 ア 均等割・所得割がともに非課税とされる者 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 障害者・未成年者・65歳以上の者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の者 イ 均等割が非課税とされる者 均等割を課税される者で、前年の合計所得金額が一定の基準により市町村の条例で定める金額以下の者 例) 夫婦子供一人(妻子所得なし)で大津市在住の場合、127万円 ウ 所得割が非課税とされる者 総所得金額等の金額が35万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額(扶養親族等を有する場合は当該金額に35万円を加算した金額)以下の者 注) 生計同一妻に対する均等割非課税は平成17年度から廃止 </div>				
	滋賀県	年額 1,000円					
所得割	納税義務者の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 非課税等 ア 国、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合等 イ 日本赤十字社、宗教法人、学校法人、漁船保険組合等 (ただし、法人等が収益事業を行う場合を除く) </div>				
	滋賀県	<table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得の区分</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>課税所得金額 × 2%</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>課税所得金額 × 3%</td> </tr> </tbody> </table>		課税所得の区分	税額	700万円以下の金額	課税所得金額 × 2%
課税所得の区分	税額						
700万円以下の金額	課税所得金額 × 2%						
700万円を超える金額	課税所得金額 × 3%						

(注) このほか、個人に課される県民税として、県民税利子割、配当割および株式等譲渡所得割がある。

均等割	所得の有無にかかわらず、資本等の金額に応じた負担を求めるもの		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 非課税等 ア 国、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合等 イ 日本赤十字社、宗教法人、学校法人、漁船保険組合等 (ただし、法人等が収益事業を行う場合を除く) </div>										
	滋賀県	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分(資本等の金額)</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える法人</td> <td>800,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え、50億円以下である法人</td> <td>540,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え、10億円以下である法人</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え、1億円以下である法人</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>		法人等の区分(資本等の金額)	税額(年額)	50億円を超える法人	800,000円	10億円を超え、50億円以下である法人	540,000円	1億円を超え、10億円以下である法人	130,000円	1千万円を超え、1億円以下である法人	50,000円
法人等の区分(資本等の金額)	税額(年額)												
50億円を超える法人	800,000円												
10億円を超え、50億円以下である法人	540,000円												
1億円を超え、10億円以下である法人	130,000円												
1千万円を超え、1億円以下である法人	50,000円												
上記以外の法人	20,000円												
法人税割	法人税額に応じて税額の負担を求めるもの												
	滋賀県	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分(法人税額等)</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金が1億円以下で法人税額が年5千万円以下である法人</td> <td>法人税額 × 5%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>法人税額 × 5.8%</td> </tr> </tbody> </table>		法人等の区分(法人税額等)	税額	資本金が1億円以下で法人税額が年5千万円以下である法人	法人税額 × 5%	上記以外の法人	法人税額 × 5.8%				
法人等の区分(法人税額等)	税額												
資本金が1億円以下で法人税額が年5千万円以下である法人	法人税額 × 5%												
上記以外の法人	法人税額 × 5.8%												

ただしH13.2.1~H18.1.31の間に終了する事業年度について適用

(注) このほか、法人に課される県民税として、県民税利子割がある。